

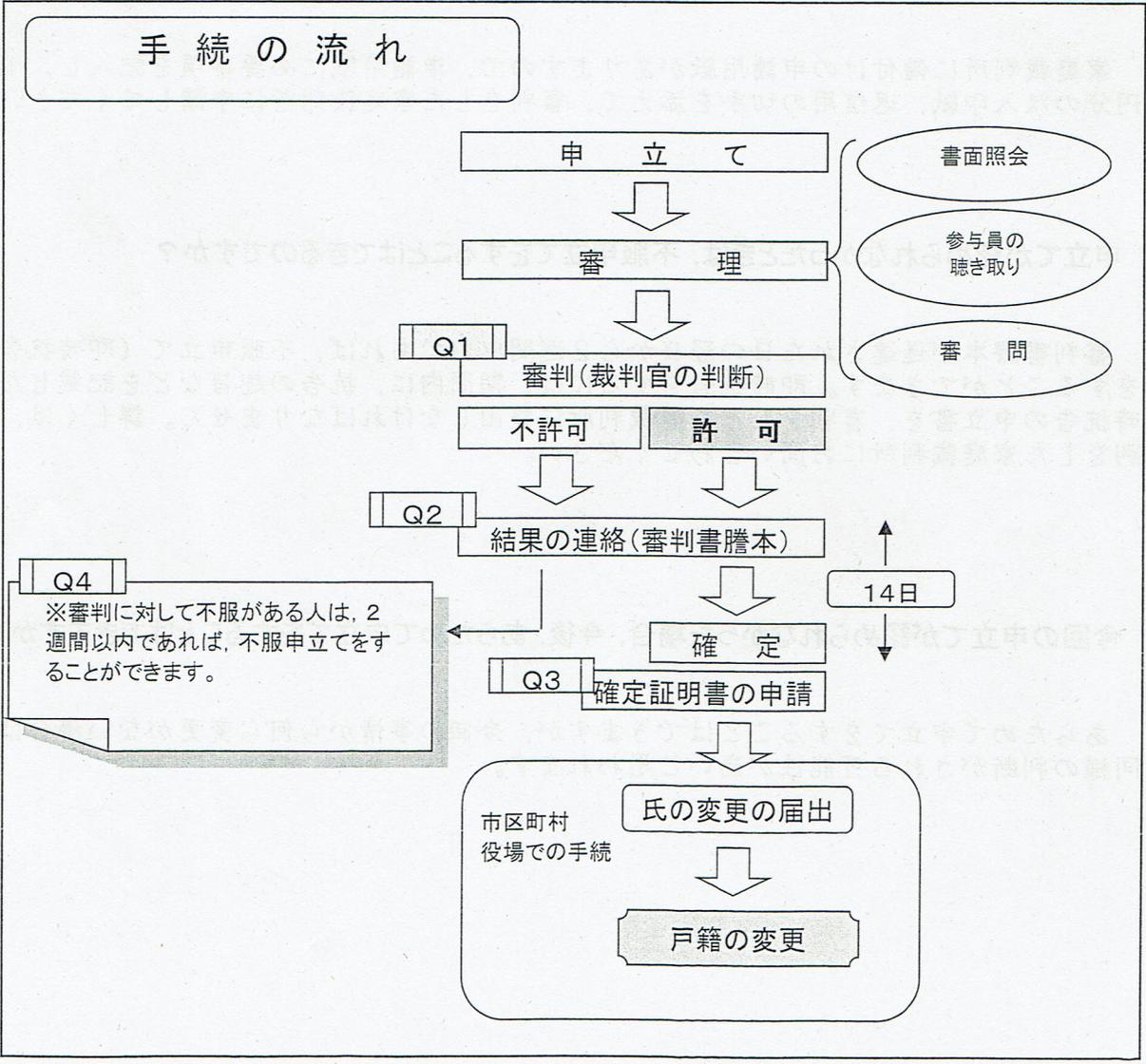
うじ へんこう
「氏の変更」の手続とは……

戸籍に記載された氏（名前ではありません。）を変更したいときは、裁判所で許可を得てから、市区町村役場に氏の変更の届出をしなければなりません（戸籍法107条1項、4項）。

その裁判所の許可を得る手続が「氏の変更」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

申立てをする人	戸籍の筆頭者及びその配偶者（夫婦の場合は、夫婦で申立てをする。） 父又は母が外国人である人
申立てをする裁判所	申立てをする人の住所地の家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所]
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙800円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 1 3 2 8 円分 [1000円×1枚 82円×3枚 52円×1枚 20円×1枚 10円×1枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本1通 <input type="checkbox"/> 変更の理由を裏付ける資料 ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。



氏の変更Q&A

Q1 どういった理由のときに許可になるのですか？

氏の変更が認められるには、社会生活上、氏の変更をすることに「やむを得ない事由」があることが必要です。裁判官は、申立てに「やむを得ない事由」があるかどうかを審理し、判断します。

Q2 許可になったときは、どのような手続をすればよいのですか？

戸籍に記載された氏を変更するには、市区町村役場に届出をすることが必要になりますが、届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付の申請(Q3)をしてから、申立人の本籍地又は住所地の役場に氏の変更の届出をしてください。住所地の役場で行う場合には、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

Q3 確定証明書は、どのように申請するのですか？

家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要な事項を記入し、150円分の収入印紙、返信用の切手を添えて、審判をした家庭裁判所に申請してください。

Q4 申立てが認められなかったときは、不服申立てをすることはできるのですか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

Q5 今回の申立てが認められなかった場合、今後、あらためて申立てをすることはできますか？

あらためて申立てをすることはできますが、今回の事情から何ら変更がない場合は、同様の判断がされる可能性が高いと思われます。